

三重県中小企業・小規模企業振興条例の概要

- ・三重県の中小企業・小規模企業は、本県経済をけん引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在。また、地域の多様な中小企業・小規模企業が雇用を支えている。
- ・昨今のグローバル競争の激化や海外市場の変化による世界経済の構造変化への対応や、国内の人口減少社会の到来による少子高齢化や地域の過疎化などの新たな社会的課題の解決への対応が求められており、今まさに、三重県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化に対応していくことが必要である。
- ・県は、先頭に立って、中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うとともに、特に小規模企業に配慮した支援を行う。そのため、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、関係者の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項をこの条例により定める。

基本理念(第3条)

- ・経営の向上に対する主体的な努力を促進
- ・地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性を認識
- ・小規模企業の経営規模や形態を勘案し、きめ細かく支援
- ・関係機関等の連携・協力による推進

役割等(第4条-12条)

県の責務: 関係機関と連携した総合的な施策の実施

中小企業・小規模企業の主体的努力

: 経営の向上、雇用環境の整備 等

市町の役割: 地域特性を活かした施策の実施

中小企業・小規模企業に関する団体の役割

: 経営の安定・向上への支援 等

教育機関の役割: 勤労、職業に対する意識の啓発

高等教育機関の役割: 研究開発、人材育成のための協力

金融機関の役割

: 円滑な資金調達及び経営の支援、地域の経済・社会への貢献

大企業の役割: 中小企業・小規模企業振興に関する施策への協力

県民の理解及び協力

: 中小企業・小規模企業に関する理解と施策への協力

中小企業・小規模企業の振興に関する施策(第13条-23条)

ものづくり産業に携わる 中小企業・小規模企業の 振興 (第13条)

技術開発や、新分野への進出、設備導入の支援、同業種・異業種との連携促進 等

サービス産業、伝統産業及び 地場産業に携わる中小企業・ 小規模企業の振興、まちづくり による地域の活性化(第14条)

生産性の向上の促進、商店街活性化、伝統産業・地場産業の商品開発や技能継承の支援 等

小規模企業に 対する支援(第15条)

きめ細かな支援体制の構築、経営相談・指導体制の充実、連携による商品開発や販路開拓支援、新たなサービスの創出支援 等

「三重県版経営向上計画」の認定等(第16条)

経営の向上に係る計画の作成・認定とそれに対する資金供給 等

人材の育成及び確保(第17条)

経営人材の育成、人材育成・確保のためのキャリアアップの取組、女性・高齢者・障がい者等の多様な就業機会の提供 等

資金供給の円滑化(第18条) 融資制度、信用補完事業の充実 等

創業及び第二創業の促進(第19条) 創業及び第二創業に関する意欲の醸成や相談体制の充実 等

事業承継への支援(第20条) 後継者の育成に対する支援 等

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(第21条)

中小企業・小規模企業等の連携や共同で行う販路開拓や販売機会の充実、国内外の見本市、商談会等への出展支援、海外における産学官の経済交流の促進 等

情報の提供及び顕彰(第22条) 中小企業・小規模企業の魅力発信の支援 等

みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置(第23条)